

こども文教委員会
令和2年12月15日
教育委員会事務局 資料1番
所管 指導課

(仮称) 大田区いじめ防止対策推進条例案のパブリックコメントの 実施結果について

1 区民意見公募手続

(1) 実施期間

令和2年11月21日（土）から12月7日（月）

(2) 対象

区内に在住、在勤、在学の方、区内事業者及び団体、
その他条例に利害関係を有する方

2 (仮称) 大田区いじめ防止対策推進条例案に対する意見

(1) 提出者数 3名

(2) 提出意見数 3件

	主な意見	件数
1	いじめの重大事態の判断基準に関すること	1
2	いじめの原因に関すること	1
3	いじめを行う児童等への対応に関すること	1

(3) 意見の要旨及び大田区教育委員会の考え方

別紙のとおり

(仮称)大田区いじめ防止対策推進条例案に対する意見の要旨と大田区教育委員会の考え方

No.	意見要旨	大田区教育委員会の考え方
1	第15条（区立学校における重大事態に係る対処）の規定があることは評価する。重大事態該当性を学校の主観的判断に委ねるのではなく、客観的因素を含め、「当該学校に在籍する児童は自殺した、もしくは、自殺未遂をしたとき」、「当該学校に在籍する児童等が医師の診断書を提出することなく2か月以上学校を欠席したとき。」との条項を含めてはどうか。	重大事態につきましては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）第28条第1項の定めを準用しております。そして、この条文の解釈として、「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定平成29年3月14日改訂）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）（以下「方針等」といいます。）に具体的かつ客観的な基準が示されております。ご指摘のケースは、方針等において、自殺及び自殺企図は法第28条第1項第1号に含まれ、同条項第2号の「相当期間の欠席」は、年間30日を目安とするとされており、重大事態として対処することになります。学校による主観的判断に委ねるのではなく、方針等に示された基準に従い、重大事態の判断がなされるよう指導してまいります。
2	自身の戦時中の集団疎開の経験から、いじめは、当時とは違うだろうが、生活の格差が原因になっていると考える。 先生の責任、親の責任を問うことは真実を隠し、いじめの根本をなくすことにつながらない。親同士の対立や、教師の教育力をなくすこと、互いの助け合いをなくし、教師間のいじめを生む原因になると思う。 いじめは条例では解決できないと思う。	ご指摘のような生活環境の違いがいじめの一因となっている場合もあり得ますが、いじめの原因是各々の事案により異なり、様々な要因が複雑に絡み合っている場合も多く、未然防止のための対策を推進することが重要であると考えます。 条例を定めることにより、教職員に対しては、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むこと、いじめの疑いがあつた場合に適切かつ迅速に対応することを定め、いじめ問題の解決に向けて取り組むための体制を整備する必要があると考えます。
3	いじめられた側が学校に行けなくなり、いじめる側が不自由なく学校生活を送るのは理不尽。いじめる側への対応を行わない学校側の対応に問題がある。いじめる側は別室や自宅での自習として隔離されるべき。	いじめを行った児童等への対応について、条例には定めておりませんが、法第23条第3項において、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、指導を継続的に行うこと、同条第4項において、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所にて学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとすると定められております。また、法25条では、校長及び教員が懲戒を加えること、教育委員会が出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとすると定められております。 いじめを受けた児童等の意向に寄り添いながら、いじめを行った児童等への指導によってもいじめの状況が改善されない場合には、上記法律の条項を直接適用することも含め、個々の事案に応じた丁寧な対応を行うよう努めてまいります。